

## 全員協議会次第

平成 29 年 8 月 17 日  
全員協議会室 9 : 30 ~

1. 開 会 (9 : 30)  
齊藤事務局長

2. 挨拶  
抜井議長

3. 協議事項

- 1) 上富地区・地下埋設物等に係る探査及び安全化処置について
- 2) 組合統合に係る規約の変更について
- 3) 一般廃棄物の処理に係る事務委託について
- 4) 子育て世代包括支援センターの開設について
- 5) 保健センター事務所を本庁舎内に移転する件について

4. 報告事項

- 1) 総務常任委員会
- 2) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (12 : 01)  
井田副議長

平成29年8月17日(木)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	岩城桂子
議員	安澤豊	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	細谷三男
議員	菊地浩二	議員	内藤美佐子
議員	山口正史		
議長	抜井尚男	副議長	井田和宏

欠席議員

なし

説明者

自治安心課長	伊東正男	自安心課副課長	前田早苗
自安心課防犯担当主幹	長谷川明男	自安心課防犯担当主幹	新井淳子
政策推進室推進長	百富由美香	政策推進室副室長	島田高志
環境課長	早川和男	環境課副課長	小川智東
こども支援課長	山崎俊江	こども支援課副課長	郡司道行
こども支援課児童福祉担当主幹	西山大介	健康増進課	金井塚和之
健康増進課保健センター長	池田康幸	健康増進課保健センター副	山田謙司

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆さん、改めましておはようございます。本日は定例の全員協議会ということで、早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

また、執行側から説明ということで参加いただきまして、まことにありがとうございます。

お盆が終わりまして、きょうが一般質問の締め切りとなっております。今のところ5名の議員の方から質問が提出されておりますが、きょうほかの皆さんからも提出があるのかなというふうに思っております。ご案内のとおり今月28日には定例会開会となりますので、皆さんご準備等大変お忙しい中と思いますが、鋭意ご尽力いただきますようによろしくをお願いいたします。

また、9月に入りますと、みよしまつり等も行われます。引き続き皆様方ご自愛いただきながらご活躍をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

以上です。

○事務局長（齊藤隆男君） 続きまして、次第の3、協議事項に移りたいと思います。  
進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

---

◎上富地区・地下埋設物等に係る探査及び安全化処置について

○議長（抜井尚男君） それでは、協議事項（1）番でございます。

上富地区・地下埋設物等に係る探査及び安全化処置についてということですが、

こちらは自治安心課、よろしくをお願いいたします。

○自治安心課長（伊東正男君） おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。ちょっときょうは夏風邪を引いておりまして、お聞き苦しい点がありましたらご容赦いただければと思います。聞き返していただければと思います。座った状態で説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

本日はこの説明に当たりまして、前田副課長、長谷川主幹、新井主査が同席しておりますので、ご容赦いただければと思います。

上富地区・地下埋設物探査というのを先に始めることになると思いますが、これについてご説明をさせていただきます。資料のほうをごらんいただければと思いますが、端的に申し上げますと、ある特定の地区に不発弾が残存している可能性があるという証言を得まして、ただ確実にあるということが断言できるわけではないということがございますので、風評被害に配慮、考慮いたしまして、当面地下埋設物等という言葉を使っていきたくはと執行側では考えているところでございます。

経緯からご案内申し上げます。証言者は上富3区に在住のKさんでございます。お年寄りでございます。証言内容については、昭和20年、終戦の年の3月ぐらいに、未明ですね、3時ぐらいにアメリカ軍B29と思われる空爆があったと。南から来て北の方面に飛んで行って、爆弾を落としていった。明るくなったころ確認すると、3発が畑のほうに落ちていることを確認したのだけれども、爆発しないので近づくと、時計の音がしていたと。その後、空爆から、落としていって5時間ぐらい過ぎた後、朝になりまして、落としていったと思われる3発のうち2発は爆発した。大きなすり鉢状の穴があいていたと。その際に3発落ちたはずなのだけれども、1発が爆発せずに残っていたと思われるので、その爆発した、残っていたのですけれども、付近の皆さんの協力で全て埋めてしまったという証言でございました。

裏づけとして、ことしに入りまして、1月ぐらいですか、探査をする企業、会社と話をすることがありまして、探査会社のほうから情報提供がありまして、航空写真が国土地理院で持っているということで、別添2枚目ですか、2枚目の資料をごらんいただければと思いますが、A3判で縦にごらんになっていただければと思いますが、左下のほうにあるのがこれは幹線2号線、ケヤキ並木の延長線で南どまりのほうまで行く道でございます。上のほうに県道が横切っておりまして、真ん中辺に右上から今の浄水場から上富方面に向かって関越を越えていく幹線20号線でございます。

写真の一番南、下から上に向かって白い点状のものといいますか、跡が見えると思います。これが爆発した痕跡であるということでございます。かなり無数の爆発があったというふうに推測されますが、証言者の確認したのは、このうち3発が落ちたと、そのうち1発が爆発しなかったのではないかという証言でございます。

ページ戻っていただきますと、その証言していらっしゃる方は、もう年も年ですので、証言する方も少なくなっていると思われるということで、調査だけでもしてほしいというご要望をいただいております。

土地の関係者としましては、実はその証言者の方は土地の所有者でも使用者でもございません。土地の所有者は、新座市にお住まいのHさんという方でございます。実際にその土地を使用して耕作していらっしゃるの、上富在住、Kさんのすぐ隣の方なのですが、Mさんという方がHさんから借用してその畑を耕作していらっしゃいます。

この間、相談機関としまして県の危機管理課、総務省の大臣官房、これは国の交付金、補助金がこの関係で出るということもございまして、相談をしてきたところでございます。

探査、そのもの、あるかないか、そのようなものがあるかないかも含めまして探査を予定しておりますのが、ことしの11月から12月、おおむね短くて1週間、長くて10日程度になるかなというふうに考えております。今議会に補正予算として計上をさせていただき予定をしているものでございます。

探査場所は、先ほど申し上げました上富の565から570番地付近ということの畑ということになります。

探査方法としましては、より深い正確な調査ができるとされております鉛直磁気探査という手法をとりたいと思います。図式で書いてあります3枚目ですか、3枚目のほうに鉛直磁気探査の概略の方法が書いてございますが、穴を地中に三十何個あけまして、その穴に磁気のパネルを差し込みまして、これを三十何本差し込んで、その周辺の異物を探査するというものでございます。これであるかないかあるいはおおむねの形状、大きさが特定できてくるかなというふうに考えております。

これがもとに戻りまして、別に陸上水平磁気探査というものもございます。これも若干最初の段階で行った

上で鉛直磁気探査に入るといふふうに聞いておりますけれども、水平磁気探査のみでは表面1メートルから1メートル50程度の表面からその深度ぐらしか探査ができないということがございまして、物理的にこの方法ですとこの関東ローム層の礫層まで恐らく6メートルぐらいあるだろうと、最大のものが落ちている場合には6メートルぐらいあるだろうということを考えますと、この方法では不十分ということで、より深い精度のある鉛直磁気探査という方法をとりたいといふふうに執行部では考えているところでございます。10メートル掛ける10メートル、これは国の基準といいますか、交付金で示されている10メートル掛ける10メートルの証言の場所を特定いたしまして、この場所で探査をしていきたいといふふうに考えております。

次のページをごらんいただければと思いますが、探査経費は今回の補正予算に上がっておりますので、割愛いたしまして、総務省の交付金の対象になっております。これは探査経費ですけれども、もしあった場合はこの後また計画案がございすけれども、掘削し不発弾を自衛隊のほうで処理していただくという流れになってまいります、こちらのほうもあわせて総務省からは補助率2分の1の交付金が予定されております。先般総務省のほうに協議に行っております。ただし、交付金の要綱によりますと、不発弾が存在しなかった場合には4分の1になるというふうに聞いております。

探査会社については、こうした危険物の探査をするところが極めて少ない。沖縄のほうでは大分あるようなのですが、関東近郊ではかなり少ないのですが、その中でもこうした探査に実績のある専門の会社を予定したいといふふうには考えているところでございます。

下の写真については現場の写真でございます。畑、これは冬場に撮った写真でございます。証言者のお宅方面から爆弾が北方面に落とされていったということで、そちらの方面を望む写真でございます。手前のほうの土地の一角に埋まっているというふうに推測されるものでございます。

航空写真と、それから磁気探査の絵図につきましてはご説明いたしましたので、次のページをごらんいただければと思います。次のページからは、処理計画となりますので、もしこれがあった場合、確実に不発弾と思われるものが探査の結果浮かび上がってきた場合の計画でございます。1、2、3については説明済みですので、割愛をしたいと思います。

4番で不発弾があった場合の信管除去の作業を、これは自衛隊の特定の部隊が行うこととなりますが、年度内の3月下旬の日曜日の朝から開始するというのを考えております。これは他の事例に基づいて、この計画案の概要については、あくまでも他の事例に基づいてつくり上げたものでございます。標準的に大体日曜日に行うことがほとんどでございます。これは通勤通学に影響のない日曜日を選ぶということで、時間がかかることも想定して、朝から始めるということが通常になっているようでございます。ただ、これはまだ協議になるのですが、万が一警戒区域の範囲が場合によっては関越自動車道に及ぶことが考えられます。

何ページか後ろにA3判のとじ込みの図面といいますか、地図があると思います。ごらんになっていただければと思いますが、真ん中辺のちょっと下のほうにぽちんという点がありまして、これが埋設物があると思われる場所でございますが、爆弾の大きさによりまして警戒区域が変わってまいります。通常この地域ですと、250キロ爆弾までではないかといふふうに推測されるのですが、まれに都内のほうで1トンという爆弾、最大級の爆弾が見つかっております。もし万が一その1トンという爆弾が見つかった場合には、これまでの例でいきますと、500メートルの警戒区域を設けることになると思いますので、そうなりますと関越自

動車道の一部を通行どめにして自衛隊が爆発物の処理をするということが想定できるものでございます。300メートルというのが250キロ爆弾、400メートルというのが500キロ爆弾、500メートルというのが1トン爆弾の警戒区域の設定でございます。

戻っていただきまして、恐れ入ります。5番目の警戒区域の設定でございますけれども、立入禁止の措置をすることになります。不発弾対策本部長であります三芳町長は、処理作業中の住民の安全を確保するために、災害対策基本法63条に基づく警戒区域を設定して、4項(1)、(2)というのは消し忘れてございます。4項(1)、(2)はなくて、4項だけで申しわけございません、修正をお願いしたいと思っております。警戒区域第4項、前項を設定しまして、立ち入りを制限するということになります。避難指示に該当することになります。

警戒区域の設定時間は、先ほど申し上げた日曜日の日程で、午前8時から安全化宣言まで、時間的には標準的にはおおむね4時間から5時間で処理が終わるといふふうに言われております。まれに時間が、信管を抜く作業に時間がかかって日中いっぱいかかることもまれにあるという話は聞いております。

6番で不発弾処理作業実施機関については、陸上自衛隊のこれは朝霞駐屯地にあります日本で3つしかないという話を聞いております102不発弾処理隊のほうに協定を結んで処理をしていただくということになると思っています。

不発弾の発掘、防護壁の築造ということになりますが、掘削工事を行いまして不発弾を発掘していきます。ただ、ある程度場所まで行くとこれ危険ですので、重機は一切使わずに手掘り作業になると。これは探査業者が入りながら慎重に手掘り作業をしていくというふうに聞いております。不発弾が一旦表に、外に発掘されますと、大変危険でございますので、通常そこから24時間の警備体制をしることになります。警備業者に依頼、委託しての警備というのが通常でございます。また、処理作業を自衛隊にさせていただくまでがっちりとした防護壁を築造することになります。防護壁の他の例の写真でございますけれども、先ほどの地図の1枚前ですね。他の事例ですけれども、写真があると思っております。不発弾の埋設物の深さによって形状が少し変わってまいりますけれども、ライナープレートを不発弾の地下の位置から上に積み上げていって、さらに6メートルにもし足りなければさらに防護壁として補助するものとして土のう、1トン土のうだそうでございますが、これをその上にさらに積み上げていくという作業になってまいります。こうした防護壁をつくることによって、先ほど申し上げたような避難距離、警戒区域を狭くすることができるということでございます。

8番目の対策組織の設置については、事前調整会議としてだんだんに大きくなっていくことになると思いますが、まず内部からだんだんに広げていきます。不発弾対策の庁内会議、不発弾対策本部、本部になりますと警察や自衛隊、県警ですね、消防などが入ってまいると考えております。3番目で実際に発掘するという話になったときには、不発弾対策協議会のようなものを設置いたしまして、ライフライン事業者ですとか、交通関係機関に声をかけることになると思っています。

2番目で現地、当日ですね、処理日当日については、その不発弾、地下埋設物の警戒区域の直近にあります施設を特定して、そこに現地対策本部をつくるというのは、もう警察や自衛隊などからの指導によってそのようになるということで、役場ではございません。今のところ予定としましては三芳中学校の体育館が妥当な場所ではないかなということで、本部設置を予定しております。

住民の避難でございますけれども、先ほど申し上げましたように、警戒区域については完全に人がいない状態をつくり、処理作業中、人がいない状態をつくり出さなければなりません。さまざまな方法、1軒1軒職員を中心にして、行政区にも協力をいただきながら1軒1軒当たって、当日の避難について確実に行われるように働きかけをしていきたいというふうに考えます。

避難誘導については、当日防災無線、広報車、消防団車両などの協力によりまして区域内の放送を行ったりということが、あるいは巡回することになるかなというふうに考えております。

避難所については、現地対策本部のちょうど隣になって連絡がしやすいということもございまして、中央公民館を予定しております。一応避難のときのけがやあるいは要援護者などにも考慮いたしまして、救護所ですとか保育スペースなどを館内に設ける予定で考えております。

要援護者避難については、行政区の協力も必要になってくるかなというふうに考えております。必要によりまして、事前にいろいろ情報を聞いてまいりますので、協定によりまして民間の福祉避難所の開設についても検討をしたいと考えております。区域内に1件福祉施設がございます。そちらについても事前に協議をさせていただきまして、入所者があればその入所者の一時移送、通所サービスの制限などについて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

10番の交通規制でございますが、道路規制は警戒区域内全て通行どめになります。それぞれの道路管理者の協力のもとで事前に告知をしていきたいというふうに考えております。

バスについては、この区域、休日になりますとライフバスだけになると思います。平日の場合は一部西武バスが入っている区域がございますが、休日については走っていないということを確認してございますので、ライフバスの迂回をお願いをすることになるかなと思います。

航空規制、先ほどの申し上げました防護壁というのは、基本的に上は塞いではいけないと。横を確実に飛散を防ぐため防護壁で何とか守るために、上空のほうは防護壁をあけるというふうに考えておりますけれども、上はあけるというのが鉄則になっているそうです。したがって、上空について何もございませぬので、警戒区域上空の航空規制について所管の航空管制のほうにしていきたいと考えております。

余談になるかもしれませんが、自衛隊のほうでは、これまで不発弾処理隊1万2,000から1万3,000件にわたる不発弾処理をこれまでしてきたそうでございますが、一件も失敗したことはない。これまで爆発したことがあるのは工事中に重機でひっかけて爆発したということはあるようなのですが、自衛隊の処理の段階で爆発したケースは、失敗したケースは一件もないということでございますけれども、それでも緊急事態に備えまして消防車両、救急車両あるいはライフラインの機関の待機体制で臨みたいというふうに考えております。

12番の不発弾対策本部の体制、これは主に当日の体制に近くなるかなと思いますけれども、本部長は三芳町長になります。副本部長はさまざまなケースがございますが、所管の警察署長、消防長、副町長、教育長と。それから、自衛隊、埼玉県警、埼玉県の危機管理、消防本部、消防団、三芳医会、9、10、11については三芳町庁舎内部の三芳町の職員体制でございます。ほぼ非常態勢に近くなるかなという。爆弾の大きさによって若干異なってくることは考えられますが、最大級の警戒となりますと非常態勢、全職員に近い形で臨むことになるかなというふうに思います。

当日は、ほかの例では警察官も200人体制ぐらいで来ているという話も聞いているところでございます。

第5項の警戒区域の設定範囲により、行政機関を拡大する場合があるというのは、500キロ爆弾というのはほとんどないのですけれども、この区域では、区域といいますか、関東圏内で500キロ爆弾というのはほとんど発見されていないそうですが、まれにあるその1トン爆弾が出た場合も含めまして、所沢区域を一部含むこととなりますので、そちらのほうにも声をかけて事前対策から協議をすることになるかなというふうに考えております。

報道対応については、不発弾があると、確実にあるというふうな発掘された後になると思いますけれども、発掘されたときに不発弾というふうに自衛隊が断定をいたしますので、その時点でプレス発表をすることになるかなと思います。

14の安全化宣言は、自衛隊の処理完了の報告を受けて、不発弾対策本部長であります三芳町長が宣言を行って、それ以降各関係機関のほうでさまざまな解除に向けた動きを速やかに行っていくことになると思います。

不発弾の搬出は、自衛隊のほうで行います。

以上が計画の概要、あくまでもあった場合の計画でございます。

何枚かまためくっていただきまして、最後のほう、最後のページに経緯とスケジュールについてまとめさせていただいております。経緯は概要で、今後のスケジュールもあくまで予定ということでご理解をお願いできればと思います。

最初、28年より前に上富3区の先ほどのKさんのほうから情報提供がございました。さまざまな事情がありまして、すぐには開始できなかつたということがございますが、一番大きな理由としては、裏づけがそのときにはまだ足りなかつた、不足していたということ。もう一つは、土地のある関係者のほうで入院をされていたり、ご不幸があつたりということがございまして、しばらく話ができなかつたなどの要因がございまして、この時期の対策の開始ということになったところでございます。

1月に探査会社から情報提供がございまして、もう一度証言の聞き取り調査を行って、その後県や総務省などにお話をしたところでございます。交付金のほうもつくであろうというふうなお話をいただきまして、本格的に動き始めて、7月に重要政策会議、先般14日の日に総務省のほうに協議に行っております。本日全員協議会。今後ですけれども、各会場が三芳中であつたり、中央公民館であつたりという中心になる場所がありますので、そこの施設管理者あるいは校長先生らと協議を、調整を図っていきたい。地元であります区長のほうに説明に伺いたいというふうに考えております。

9月で補正審議、今回については財務課と調整いたしまして、探査費と掘削工事、国の対象経費のみについて補正計上をしようと考えております。それから、対外関係者の説明として、場合によっては所沢市、高速道路のほうにも影響を及ぼすということがございますので、そうなつた場合ということで事前にお話をさせていただきたいなというふうに考えております。9月の下旬に市内の会議からスタートいたしまして、10月に入って下旬にちょっと拡大しました対策本部、警察、自衛隊が入つた対策本部を行いたい。11月の下旬から12月の初旬、頭ぐらゐりに埋設物等の探査、今事前に耕作されている方にはお話をしているのですけれども、ただいつごろという話はまだしておりませんでした。やるとしても冬場になるでしょうという話をしてございますので、作付がされておりますので、その収穫を待った時期ということになるかというふうに考えておりますので、10月下旬あたりになるのかなというふうに考えております。

探査の結果、不発弾があったと、不発弾のようなものがあったというふうを確認された場合につきましては、補正審議を期間はないのですけれども、補正審議をお願いいたしまして、その他の経費、町単独経費です、について上程を考えているところでございます。

最後のページになりますが、以降随時不発弾対策本部という名称を変更いたしまして、さまざまな協議を行いながら関係機関と協議を行いながら、掘削、そして防護壁の築造工事へと入っていく形になります。周辺の皆さんに丁寧に説明を加えた上で、当日を迎えたいというふうを考えております。3月後半の日曜日に不発弾の処理、そしてその後埋め戻し工事という予定でございまして、先ほど申し上げましたように、警戒区域が高速道路に及ぶ場合には、これ協議によりまして、5月の連休後まで延長する可能性もあるかなというふうを考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課よりの説明は以上であるようでございます。

ご存じのとおりこの案件に関しましては、議案の45号 一般会計補正予算（第3号）に提出がされておりますので、そこをご配慮いただきまして、議案でございまして、聞き漏らし、確認等を皆さんからことがございましたら挙手をもってお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、説明のほうは以上とさせていただきます。ご苦労さまです。暫時休憩いたします。

(午前10時03分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

(午前10時06分)

---

#### ◎組合統合に係る規約の変更について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、(2)番の組合統合に係る規約の変更について。

こちらの説明をどなたから、室長から。では、政策推進室長からお願いいたします。

○政策推進室長（百富由美香君） 政策推進室の百富です。本日は、組合統合に係る規約の変更について、政策からはこれまで幾つかご報告はしておりますけれども、それについて全体像ということでお話しさせていただいて、その後各議案に出させていただいている組合の規約変更などを担当課であります早川課長と伊東課長から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、入間東部地区消防組合とそれから入間東部地区衛生組合の統合に関しましては、何度かご報告をさせていただいているのですが、平成27年7月に3首長の統合に向けた合意というのが図られまして、検討が進められてまいりました。これまでは統合の時期、名称、手法などについて既にご報告をさせていただいております。今回統合に向けて各組合の規約変更などが必要となることから議案を出させていただいております。これまでの報告事項を含めまして全体の流れとしてお話をさせていただきます。

まず、統合検討の背景というふうになりますが、入間東部地区衛生組合の環境の変化というのが大きくご

ございます。し尿等の処理量というのが公共下水道の整備により昭和60年度の約6万キロリットルから、現在ではその6分の1ということで、大きく減少しているという現状がございます。さらに、し尿処理施設については、老朽化に伴いまして、将来にわたり安定した処理を行うため、新たな施設の建設工事を進める必要がございました。このため、この施設の更新を契機としまして、構成市町が同じである消防組合との統合を検討し、進めていくことにより、効率的かつ効果的に組合の運営をしていくことというのが求められているような現状がございました。

そうした中で入間東部地区消防組合と衛生組合の統合ということの目的としまして、その構成する市町が同じである富士見市、ふじみ野市、三芳町で構成する一部事務組合の効率的な運営を図るという目的のもと、その効果としましては、消防組合、衛生組合の重複する事務や事務所を一本化することにより合理化が図られ、効率的かつ効果的な組合運営というのが行うことができるということで、その後一部事務組合統合調整会議を開きながら両組合と富士見市、ふじみ野市、三芳町の担当者として調整を図りながら進めてきたという経過となっております。

これまでご報告させていただいている統合の時期でございますが、30年の4月1日、そして統合後の一部事務組合の名称でございますが、入間東部地区事務組合、これについては長年使用している入間東部地区というのが定着している中で一番簡潔な名称ということで事務組合とさせていただいたというのが選定理由となっております。

統合の手法につきましては、事務手続上の観点や統合後の所在地、住民の認知度などをもとに衛生組合を解散し、消防組合と統合するという形をとっております。衛生組合の事務については、統合後の事務組合、現消防組合になりますが、その事務を承継する。続いて、その財産の取り扱いについても統合後の事務組合、現消防組合になりますが、財産についても承継するという方向で準備を進めてきております。

今回3つの議案を出させていただいております。入間東部地区消防組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、そして入間東部地区衛生組合の規約の変更について、入間東部地区衛生組合の解散及び同組合の解散に伴う財産処分についてということで3本を出させていただいておりますので、こちらについては担当課長からご説明をさせていただきます。

○議長（抜井尚男君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） それでは、引き続きまして入間東部地区消防組合の規約を変更する形で今回の議案ということになっておりますので、規約の変更ということで内容の概要のご説明を申し上げたいと思います。

地方自治法の286条第1項には、一部組合の事務の変更や規約の変更をする場合には首長間の協議をすることになりますが、この首長間協議を行うためには同法290条で構成自治体の議会議決が必要というふうに規定をされております。三芳町、富士見市、ふじみ野市を構成団体とした2つの一部事務組合、入間東部地区消防組合及び入間東部地区衛生組合の平成30年4月1日付の統合に向けまして、消防組合が処理しております消防等の事務に衛生組合が処理しておりますし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に関する事務並びに火葬場及び斎場の設置管理に関する事務を加えて消防組合の規約を変更しようとするものでございます。

内容につきまして別紙、お手元にあります横並びの資料、現行規約と新規約の横並びの資料をごらんになりながらお聞きいただければと思います。

新規約変更案の第1条でございますが、組合名称につきましては、先ほど室長からもお話がありましたとおり統合に伴いまして、入間東部地区事務組合とするものでございます。

第3条でございますけれども、共同処理する事務について、第1号、第2号に掲げる現行の消防組合の共同処理事務に、第3号、第4号として衛生組合の事務であるし尿処理に関する事務、それと火葬場、斎場に関する事務を追加するものでございます。

第4条は変更ありません。新組合の事務所位置は、現在の消防組合の位置とすることになります。

第5条は、組合議員定数は統合に伴いまして、一の組合の定数でありました15名とするものでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。第15条まで飛びますけれども、ずっと変更はございません。第15条まで飛びます。経費の支弁方法ということ、負担金の割合についてでございますが、第2項の第1号にありますように、各事務に共通した経費につきましては、消防と衛生、共通した経費につきましては均等割が20%、人口割30%として、それ以外の各事務組合で業務を行っておりましたその業務ごとの負担割合につきましては、同項第2号から第4号にありますように、各組合の現行規約の該当条項を引き継ぐこととするものでございます。詳しくは、それぞれ第2号については現行の消防組合の規約の第16条から引き継ぎ、第3号については現行衛生組合の規約の15条1項の1号から3号を引き継ぎ、新規約の第4号につきましては現行の衛生組合同規約の15条第2項の設置関係、第3項の管理の関係から引き継ぐものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。附則のほうに入っておりますので、最初の附則は制定のときの附則でございますので、2番目の附則のところからごらんいただければと思います。これは今回の附則でございます。今回の附則の第1項で、変更規約の施行期日は平成30年4月1日とするものでございます。ただし、事前に発生する統合経費の扱いにつきましては、知事の統合許可があった日から適用とするものでございます。

第2項の統合に要する経費でございますけれども、先ほどご説明いたしました第15条第2項第1号にありました共通経費と同様に均等割20%、人口割80%の負担割とするものでございます。

1つ飛びまして、附則第4項でございますが、各組合議員及び議員選任の監査委員の任期につきましては、全て平成30年3月31日までとするものでございますが、特例として識見者枠で選出されております監査委員のみが消防組合から残任期間を引き継ぐとするものでございます。

第5項の事務及び財産の継承につきましては、別の議案にも関連いたしまして、関連しておりますけれども、衛生組合が解散した場合にその事務や財産については、新組合が継承することとするものでございます。

附則の第6項から第8項までは、解散する衛生組合のほうの決算認定の取り扱いを定めたものでございます。

以上が入間東部地区消防組合の規約の一部変更の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） おはようございます。失礼しました。環境課のほうからの説明については、事務を所管しております入間東部地区衛生組合に関する本件統合に関する事務手続というふうな形での説明をさせていただきたいと思います。

入間東部地区衛生組合、そして入間東部地区消防組合、両組合先ほど来ご案内しておりますとおり、統合の

方法については入間東部地区衛生組合を解散し、消防組合と統合をいたします。その統合するための手続に関する議案を提案させていただきたいと考えてございます。

先ほど政策推進室長のほうからご説明いたしました、衛生組合に関する議案については2本、1点が入間東部地区衛生組合の規約の変更、そして2点目が入間東部地区衛生組合の解散及び同組合の解散に伴う財産処分ということで、2点ほど議案のほうは提案をさせていただきたいと考えてございます。

まずは、1点目については組合の規約の変更、こちらのほうの規約の変更についてご説明いたしますが、入間東部地区衛生組合が解散した場合における同組合の事務及び財産を入間東部地区消防組合に承継させるための議案でございます。こちらのほうの規約の変更については、配付いたしました資料ですか、ちょうど附則のほうです。附則のほう、施行期日については県知事の許可があった日から施行する。そして、附則の第2項ということで、加える議案となっております。事務及び財産の承継。読み上げますと、第2項、組合が解散した場合においては、その事務及び財産を入間東部地区消防組合に承継させるものとする。こちらのほうが、まずは1点目の手続の議案でございます。

そして2点目、2点目の議案については、平成30年3月31日をもって入間東部地区衛生組合を解散し、組合財産を全て消防組合に承継させることにかかわる議案提案となっております。財産を全て消防組合のほうに承継させることとなる議案でございます。あくまでも参考ということで財産についてはご案内いたしますと、現在更新しておりますが、環境クリーンセンター、そして入間東部広域斎場しののめの里、こちらのほうが財産となっております。そちら2点の議案について手続の議案のほうを提案させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

この今回の議案が可決後の予定を少しお話しさせていただきたいと思っております。9月議会後、構成市町の長の法定協議というのが行われて、埼玉県知事へ規約の変更や、それから解散、財産の処分等についての届け出や提出という形になります。これ以外に組合の許可申請や届け出というのがそれぞれの組合にございまして、また構成市町議会でその後埼玉県総合事務組合の規約変更や、それから消防組合議会におきましては、消防議会組合関係条例制定及び既存の条例等の改正等が行われる予定となっております。その議会の中では新たな新年度予算というのも消防議会の中で行うということが予定されているものでございます。その後4月になりますと、統合後の新組合に衛生組合の事務及び財産を承継していくというような今後のスケジュールがございまして、

以上です。

○議長（抜井尚男君） 説明は以上でよろしいですか。

(2) 番の組合統合に係る規約の変更についての説明は以上でございます。ご承知のとおり今説明にもありましたが、本案件は議案の第42号から44号までの中で上程をされるものでございます。その辺をしっかりとご考慮いただいて、聞き漏らした点、確認したい点等がございましたら挙手をお願いいたします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

衛生でちょっと確認なのですけれども、長く衛生にいたのですけれども、初めて規約を見たかなと思って  
いますけれども、テニスコートって衛生の財産ではないのですか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 衛生組合の敷地内にし尿処理施設、そして事務棟ございました。それと、これ  
までもテニスコートというふうな形での周辺、当時そもそも既存のテニスコートがあった場所というのは遊  
水地、敷地内の雨水等をためる遊水地機能で、そこを活用しようということでテニスコートを整備して、周  
辺環境、周辺の住民の方々への福祉提供ということで設置されたというふうな話は聞いてございます。そし  
て、財産的なあくまでも敷地内の土地を活用していますので、テニスコート自体は、テニスコートというよ  
りもその敷地としての財産は位置づけてございます。そして、テニスコートを今回ちょうど先般の衛生組合  
の臨時議会等でもご検討というか、ご審議いただいたかと思うのですけれども、再整備をするに当たっての  
テニスコートをいかようにしようかということでは、構成市町が検討してきた経緯はございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これがどうなるのか質問としていいのかどうか議長に判断していただきたいのですけれども、テニスコ  
ートの運営というのはこれからも続くと思うのですけれども、この規約には一切入っていないというのはいか  
がなものかなと思うのと、あくまでテニスコートとして、たしかあれ無料で貸していたと思うのですけれど  
も、それが今後どうなるのかとか、この規約改正だと全然わかっていないし、今の説明でもないのですけれ  
ども、でもお金をかけて補修しているということは今後続くのだろうなど。ちょっと衛生の組合議員ではな  
いので、全然わからないのですけれども、そのテニスコートを存続させるとしたらこの規約で大丈夫なのか  
どうかというのがどうなのかなと思うのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 私、環境課のほうとして、承知しているというふうなところで承知している範  
囲内での答弁になろうかと思えます。

まずテニスコート、これまで先ほど来よりご案内していますとおり遊水地、要は施設の設置条例は設けて  
ございません。あと、ご指摘のとおり無料、使用料は設定してございません。あくまでも遊水地の利活用、  
敷地の利活用ということで無償による住民への提供というふうな形で長年維持管理をしてきた経緯はござい  
ます。

そして、本規約のほうへの位置づけでございますが、あくまでも規約ですから、組織上の各構成市町が協  
議した上での規約を今回手続上提案させていただいてございます。例えばそのテニスコートに係る運営等  
については、衛生組合自体が公共団体としての位置づけがございまして、そちらでのその設定になろうか  
と思っております。新たに統合すれば新しい組合での検討課題になろうかなというふうには思っておりま  
す。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、（２）番に関しましては以上とさせていただきます。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

（午前１０時２８分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開をいたします。

（午前１０時３５分）

---

◎一般廃棄物の処理に係る事務委託について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、（３）番、一般廃棄物の処理に係る事務委託について。

こちらは環境課、課長からよろしいですか。お願いします。

○環境課長（早川和男君） それでは、一般廃棄物、ごみ処理に係るふじみ野市への事務委託に関する説明ということでお時間のほうをいただきました。廃棄物処理につきましては、ご承知のとおりふじみ野との規約あるいはその協定の締結というところで事務の委託をしてございます。そして、９月の決算審議とその事前というふうなところでご説明できればなということで、本日説明をさせていただくものでございます。

まず、資料のほうを配付させていただいております。表紙のほうですが、ごらんいただきたいと思います。一般廃棄物、家庭から出るごみ、そして事業系の燃えるごみというふうなごみの品目種別がでございます。それにかかわる売却代金あるいはそれにかかわる運営費の負担金、これまで27年度あるいは28年度の前期までは、直営というふうな形でそれぞれごみ処理を行う場合、民間事業者への事務委託あるいはその直営の施設の管理運営というふうな形で予算あるいはその決算の審議をしていただきました。昨年10月末に新環境センターの稼働とともにそのごみ処理にかかわる事務委託というふうなふじみ野市への事務委託への形態に変更になりました。そうしますと、運営費負担金、要はごみの事務処理にかかわる運営費に関しては、負担金一本、項目立てが負担金一本になってしまいました。そのようなところから大まかな説明の主たる説明については、この２番目の昨年度の新環境センターの運営負担金の精算額、要は負担金の内訳、そちらのほうの算出方法等についてご説明のほうをいたしたいと考えてございます。

そして、こちら表紙のほうを説明いたしますと、まずは歳入については、例年廃棄物の売却代金でございます。平成28年度の通年１年間の売却収入については、1,994万596円ほどになりました。後ほどちょっとご説明いたしますが、昨年度比較いたしますと若干減ってございます。大きな理由については、事業系の資源物、こちらのほうを平成28年度から受け入れはしてございません。事業系の一般廃棄物については燃えるごみ、これはふじみ野とのそのごみ品別、受け入れるそのごみの統合によりまして事業系の資源ごみについては受け入れを中止しました。その関係上、この雑入、売却収入は減少してございます。

そして、２点目、平成28年度のふじみ野市・三芳町環境センター、新環境センターの運営負担金の精算額、この負担金の精算額、金額については1億2,302万1,553円、当初予算では1億4,600万ほど予算計上いたしましたが、減額になってございます。この負担金の精算額については、28年10月31日以降ということでご理解のほうを願いたいと思います。それ以前については直営、三芳町の清掃工場の稼働あるいはその上福岡清掃センター燃えるごみの処理運営費の負担金ということで決算のほうは計上してございます。新環境センターになってからの負担金については1億2,302万1,553円になってございます。

そして、今ご案内いたしました、そのちょうど表紙の右側のほうに列記いたしました一般廃棄物の共同処理、これまでは共同処理、そして10月末からはふじみ野市への事務委託変更点、大きな点を掲示してございます。まず、先ほど申し上げましたが、売却代金については、ごみ別売却収入、搬入量の案分により、ふじみ野市から納付されてございます。以前はそれぞれ三芳町で資源ごみの個別民間へのその契約委託ということで売却のほうが入っていましたが、28年度からはふじみ野市へ一度入りまして、ごみの案分によって三芳町のほうへ納付される形をとってございます。

2点目、事務の委託に関する協定書に基づき、これは処理のほうです、処理経費負担金のほうについては、協定書に基づき、委託事務に要する経費の算定を行ってございます。

3点目、これも先ほど申し上げましたが、事業系のごみについては、燃えるごみのみとする。粗大ごみ、そして燃えないごみ及び資源ごみは受け入れてございません。これが大きな、昨年10月末からの、28年度あるいはその10月末からの変更点となっております。ちなみにこちらのほうには表には書いてございませんが、この予算のときも申し上げましたが、昨年度、28年度の一般廃棄物の処理経費、前期部分、そして新環境センターが稼働した後、合算しますと、比較なのですけれども、27年度、おとしはもう直営でやっていたので、27年度と比較しますと、約2,700万ほど減額になってございます、処理経費が。

そして、29年度の予算の審議のときにもご案内いたしました、新年度、要はフル稼働、新環境センターでのその通年を通しての稼働ですと、27年度と比較しますと、要するに以前と比較しますと、約4,000万ほどの減額になってございます。ですから、新環境センターによりまして効率的、効果的な運営が行われているものと考えてございます。それが全体のその金額に関する説明でございます。

そして、まず1ページ目のほうをめぐっていただきますと、先ほどご案内いたしました、資源物の売却代金等ということで、ごみ品目別。これまで三芳町のほうで処理していた品目名あるいはその分類をふじみ野市のほうといろいろ検討した結果、若干品目のほうの品種を変えてございます。もやさないごみの中に金属類、これまでは鉄くずというふうに表記していました。あと、古紙類は同じです。びんについても生きびん、要は色つき瓶、そして白カレットといいますけれども、瓶のほう白瓶、透明の瓶については高く売却できるといって分類した形での売却になってございます。

それと、あと大きな点がリサイクル工房ですか、この表のちょうど下のほうになりますが、リサイクル、新環境センターのほうにはリサイクル工房のほうがございまして。要は再生で売却するという家具あるいはその自転車販売収入ということで、これもその搬入した割合によって売却代金が分配されるような形になってございます。それが大きな点だと考えてございます。

そして、表の下のほうなのですけれども、これは例年公益財団法人容器包装リサイクル協会のほうの拠出金ということで、容器包装プラスチック類の売却収入でございます。こちらのほうの売却については、収入、要するに雑入、町のほうに入る形態が前年度の収益が現年度に来るといって形をとってございますので、こちらのほうに書かれた容器包装プラ類合理化拠出金105万2,000円ですか、この金額については27年度分の売却収益拠出金というふうにご理解のほうお願いしたいと思います。全体を通しまして売却代金のほうは1,994万596円となりました。27年度と比較しますと約700万ほど減額してございます。大きな理由については、先ほど申し上げましたとおり、事業系の資源物あるいはその不燃、粗大ですか、そちらのほうの搬入が中止したというのが大きな理由になってございます。

それと、金属類あるいはアルミ缶ですか、そちらのほうがこれ経済状況に影響してございますが、売却益のほうがかなり減少しているような状況もうかがえます。

雑入については以上でございます。

そして、次に今度は新環境センター、環境センターでの運営負担金精算額に関する説明のほうをしたいと思います。先ほど来申し上げましたが、この数字というのは、昨年新環境センターが稼働後の10月31日以降の金額ということでご理解のほうをお願いします。

まず、この積算、三芳町からふじみ野市へごみ処理、廃棄物の処理運営負担、計算をする上での積算根拠、積算する上での積算根拠については、事務委託に関する協定書、昨年2月に締結しておりますが、事務の委託に関する協定書に基づいて計算を行っていきます。基本的にはその委託経費の算定については、総事業費に関する負担金割合を算出する場合、均等割が20パー、そしてごみ量割が80パーで算出し、ごみ量の算出方法については表2、ちょうど真ん中辺に別表1 ございますが、こちらのほうの経費をもって算出していく計算になってございます。

ですから、例えば事業費、ふじみ野のほうで廃棄物処理経費1億円としますと、1億円の20パー、2,000万、これは均等割で1,000万、1,000万経費負担になります。それで8,000万をごみ量割で算出する、そのような算出方法をとってございます。

そして、別表1のほうをごらんいただきたいと思います。新環境センターの運営する上での経費の種類ということで3点ございます。まず、ふじみ野市・三芳町環境センターの運営業務委託料、これは運営委託、稼働する上での業務委託をふじみのエコウェルズという会社に協定締結してございます。そちらのほうの委託料でございます。

そして、2点目が管理啓発に係る事務事業費用、こちらのほうは事務棟のほうがメインとなって、あるいはその基本的な新環境センターの必要な法的な検査ですか、そちらのほうも入ってございます。あと、環境学習を行うエコラボにかかわる運営経費等々が入ってございます。

そして、3点目が資源物等の処理及び再生利用に係る経費、こちらのほうは先ほど雑入のほうでご説明いたしましたが、瓶や缶、ペットボトル、古紙類等々、再生利用に係る費用について、それをごみ量割で算出していくような形になってございます。それがごみ種あるいはその算入する経費の説明でございます。

そして、それぞれ経費の種類別にそれではどのごみ量、均等割は20%、事業費の20%、そしてごみ量割で80%。ごみ量割の80%、それでは何のごみ量をもって、それぞれの経費の種類ごとに経費を算出するかというふうな表でございます。まずは、1点目の環境センターの運営業務委託料、要するに委託料を算出する上でのごみ量を、ごみの品目を紹介、規定してございます。まず、1から6ということで、環境センターをランニングする運営する上での経費については、7、8、要するに瓶類、古紙類を除いたごみ量をそれぞれのごみ量で案分して経費を算出しております。詳細についてはまた後ほど後ろのほうでご案内いたします。

2号目の管理啓発に係る事務事業経費については、1から8全て、要するに燃やすごみから資源物全てのごみの量をもって個別に案分して算出してございます。

あと、資源物の処理及び再生利用に係る費用については、それぞれのごみの品目ごとに算出しております。ですから、ちょっとそれぞれの経費の種類ごとに案分するごみの品目が違います。その点ご理解のほうをお願いしたいと思います。

そして、3ページ目のほうをめぐっていただきますと協定書、今ご紹介いたしました協定書をより詳細に取り決めしていく必要があるというふうなところで、ふじみ野との覚書を締結しております。まず、1点目が、ちょうどこれ抜粋表ですが、4項ですか、職員の人件費。協定において職員の人件費を経費の中に算入するというふうな形をとっておりますが、それではその職員人件費。要するに誰、どのぐらいというふうなところで覚書を締結してございます。ご紹介いたしますと、職員の人件費については、環境センターの所長50%分の人件費を組み入れましょう。あと、契約事務等では1名の人件費、またパートさんも数名雇用してございます。それにかかわる経費については上限200万までといたしましようということで覚書を締結してございます。主たるその覚書の内容についてはごらんのとおりです。

そして、その3ページ目の下、それでは先ほど来ご案内しています新環境センターが昨年10月末に稼働いたしました。それ以降の経費、そして三芳町の負担額というふうなところでちょっと表的なところで作成しておりますので、説明いたしますと、まず環境センターの運営費、先ほど経費の種類ということで3項目ほどご案内いたしました。全体の経費が3億7,147万7,463円でございます。そして、三芳町の負担金額、33.1%に当たりますが、1億2,302万1,553円、負担金についてはこの金額をもって三芳町の決算とさせていただきます。

その内訳、それぞれ項目、算定の各項目の経費についてはごらんのとおりでございます。三芳の負担金については約33.1%ということで、負担金のほうが発生してございます。

そして、4ページ目、これを次より具体的なところで金額のほうを項目ごとに経費の内訳を一覧表にいたしました。まず1点目、まずはその大きな経費、事業費になってございますが、業務委託料、それが事務経費が1億500万ほどですか、実質的なこれは事務経費です。実際には事業者へ払う運営委託料というのは約3億円ほどかかってございますが、いろいろなもろもろの歳入が入ってきます。それを差し引いた形での実質的な事務経費が約1億500万ほどです。

2点目の管理啓発等の事務事業費用が5,300万ほどですが、約。3点目の資源物の処理・再生利用に係る経費が2億1,100万ほどです。この項目3のほうについてはそれぞれの詳細、ごみ品種別ごとのごみ品種で書かれた金額が事務経費となってございます。

そこで、5番目、6番目、缶とペットボトルがゼロ円になってございます。こちらのほう、なぜゼロ円かといいますと、実質缶、ペットボトルについては、新環境センターで処理してございませぬ。処理しておりませぬというのは、この環境センターに移行後は、三芳、ふじみ野それぞれ一般廃棄物で集められた缶、ペットボトルについては、事業者へ直送してございます。ですから、新環境センターは通っていないために経費がゼロということで事務経費を入れてございます。

それとあと、この表の下の方でございますが、先ほどリサイクル関係ですか、あとちょうど4-1、4-2というふうな形で表記しましたが、まず不燃物処理、主にこれは不法投棄物です。不法投棄物については、協定上実費負担、それぞれ持ち込まれた量によって経費を算定するというふうな形をとってございます。

それと、不法投棄あるいはそのごみステーションに出された家電関係ですね、こちらのほうは処分するのに家電4品目については経費がかかります。そちらのほうについても実費負担ということで協定上締結してございます。その経費についてもそれぞれこの4-1、4-2については、三芳町負担金、D、Eというふうな表にございますが、これはあくまでも実費です。上のほうについてはごみ量の案分によって算定してご

ざいます。それが要は全体のこの表については事務の経費の内訳ということでご理解を願えればと思っています。

それでは、平成28年10月末以降のごみ量について、どのぐらい三芳町からごみ量が搬入されたかの表が4ページの4です。案分する上での負担金を算出する上での案分する上でのそのごみ量の搬入量、そちらのほうの一覧表でございます。まず品目、もやすごみ、可燃性粗大ということで、①が燃えるごみの量、三芳町からは約7,354トンですか、7,354トン、全体ではこれだけの表です。そして、三芳町の燃やすごみのふじみ野との比率、搬入量割合については31%となっております。そして、あともやさないごみあるいはその資源物というふうな搬入割合についてはごらんとおりです。基本はこの搬入量割、経費の80%についてはふじみ野と三芳の搬入量割で案分するというふうな形で計算をしているということでご理解のほうを願えればと思います。

これがごみ量の搬入量割合で、続きまして5ページ目の表、先ほど来ご案内しております各経費別3点ほどありましたが、それぞれの算出金額、負担金の算出金額、そして後段部分についてはそれぞれ資源物の経費のごみ量割での算出額ということで説明のほうをしたいと思います。

まず、5ページ目の(1)、環境センター運營業務委託料、ふじみのエコウェルズという受託会社がございます。そちらのほうへのその負担金、業務委託料は2億3,040万5,371円ですか、約2億3,000万ほどの業務委託料の経費がかかってございます。そして、その下の表については、今度収入、これはふじみ野市への収入になってございますが、売電収入、あと廃棄物、事業系の燃えるごみについては搬入手数料がかかっておりますので、その手数料。そして、あと職員等の駐車場代金あるいはその自動販売機の使用料ということで48万、合算いたしますと支出、収入を引きますと、実質的なその運営にかかわる経費については1億569万3,000円ほどの経費になっております。

そして、ではこの差し引き経費ですか、これを先ほど来より協定に基づく計算方法については、その右の表になります。まずは①、②、③というのは、先ほどご案内いたしました燃えるごみや資源物、要するに搬入されるごみの品目別のごみ量の案分の金額です。まずはその1億569万3,086円全体のその管理運營業務委託にかかわるこの金額をごみ量別に案分していきます。1から6。そして、それを均等割、搬入割というふうなところで算出していきますと、搬入量割、こちらのほうが三芳町の先ほどご案内いたしましたごみ量割ですけれども、三芳町の費用負担額がそれぞれごとに計算されます。そして、三芳町の新環境センターを運営する上での負担金の割合については34.14%、全体の約1億500万のうちの34.14%が三芳町の負担金になります。金額的には3,608万6,156円ということになります。そのような形でこの表を計算方法をごらんいただければと思います。それがまず1点目の環境センターのランニングコスト、業務委託料の三芳町の負担金の計算の方法と実質の負担金の金額でございます。

今度6ページ目ですか、6ページ目のほうをごらんいただきたいと思います。(2)、管理啓発に係る事務事業費用、細かい内容についてはごらんとおりですが、まず先ほどご案内いたしました職員等もふじみ野から派遣されて、派遣というか、環境センターのほうには組織上職員が数名あるいはその臨時職員の方々もおります。その経費については人件費、臨時的任用職員の賃金ということでごらんとおりでございます。

それと、あと一般的な事業費、あとそれとこの中でちょっとご案内していきたいのがちょうど上からすぐなのですが、管理運営事業モニタリング業務委託、ちょうど数カ月間ですか、11月以降のモニタリング、こ

これは民間事業者、民間のそのコンサルへ、要は全体の環境センターの全体の運営に関するモニタリング、チェック機能ですが、それを図るため業務委託をしてございます。それとあと施設管理の法的な検査ですか、もろもろ全体では約5,300万ほど。こちらのほうの経費の算出方法については、全てのごみ量、①から⑧それぞれの案分した上でごみ量割、均等割というふうな形で計算を行っています。管理啓発等、あるいはそのエコラボ環境学習にかかわる経費負担については、三芳町の負担割合については33.83%、約1,816万7,000円ほどの経費負担になってございます。

そして、次の7ページ、8ページ、こちらのほうは協定に基づく3項目ですが、資源物の処理及び再生利用、要はリサイクルにかかわる処理あるいはその運搬業務の費用の額の全体金額とそれに係る三芳の負担金額を一覧にしたものでございます。まずは3-①、これは燃えるごみの焼却残灰等の処分業務委託料です。これが約8,500万ほど。これ、要は焼却炉の灰を主灰、飛灰それぞれ熊谷にある太平洋セメントのほうでリサイクルしてございますが、そちらへの処分委託業務委託ということで、この経費8,500万ほど。それにかかわる三芳町の負担金の計算方法でございますが、これは先ほどご案内いたしました、燃やすごみ、粗大ごみ、要するに燃えるごみのごみ量割でその搬入量でごみ量割の案分を出します。ですから、均等割はそれぞれの均等割で20パーが、事業費の20パーが均等割で算出されますが、こちらのほうは31%。先ほど全体では34%ほどですが、全体の運営費に関しては約34%ほどなのですけれども、それぞれ今度資源物については各個別のごみ量によって案分しますので、燃えるごみについては31%、案分のほうのごみ量割が31%、そして全体の均等割を入れますと34.8%ですか、燃えるごみについては若干全体よりも多いということです。

それとあと、それぞれ不燃物の処分業務委託、こちらのほうはガラスあるいは瀬戸物、陶器、粗大系のごみですか、小型家電なんかも含まれております。そちらのほうについては、全体の事業費にかかわる30%が三芳町の負担金になっております。

あと有害物、乾電池関係も同じ30%の負担金になっております。

それとあと、以外プラ、あと容器包装、瓶、古紙類ですか、おおむねごらんとおり、そのごみ量の搬入量割で差がつかますので、28%になったり30%、あるいは若干ふえるもの減るものということでごみ量の案分量によって算出されているということで、全体のリサイクルにかかわる経費のほうをご理解していただければと思っております。全体のその経費の内容あるいはそれを算出するための計算方法については、今ご案内、ご説明したとおりでございます。

そして、一番後ろ、9ページ目、最後の9ページ目については、経年変化ということで三芳町のごみ収集量、要するに集められたごみの量のデータの数値を出してございます。27年度、28年度を比較しますと、量的にはかなりごみが減量化されております。先ほど来何度もご案内いたしますが、大きな理由については、事業系の資源物、粗大関連の搬入が中止になった。いずれにしても、あとそれぞれ住民の方々の協力、ご理解によってごみ量も全体では減っている傾向がございます。このような流れの中でふじみ野との共同運営、そして負担金を今後28年度の後半以降はふじみ野市へのその業務委託、事務委託ということで運営形態が大きく変更いたしましたので、本日全般を通しての決算前での説明をさせていただきました。

説明については、長々済みません。以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 以上、環境課からの一般廃棄物の処理に係る事務委託についての説明でございます。何かご質問等ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

説明ありがとうございます。お疲れさまでした。

三芳町で処理をしていたときには、容器包装以外プラをささやかではあるけれども、資源ごみにしていた経緯があったと思うのです。ただ、このセンターになってからは、大きなごみ扱いになっているのかなというふうにも思うのですが、これはなぜ資源ごみにしないのか、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） ご指摘のとおり27年度までの決算については、以外プラ、例えばその洗面器とか、要するにかたいプラスチックですね、そちらのほうも売却収入約数万円、3万、4万程度、程度と云っては大変失礼ですけども、歳入がありました。

新環境センター、要するに28年度からのやり方としますと、先ほど処理委託経費、容器包装以外プラについても約2,000万ほどかかっています。これ事業者との契約上売却は出るのだけれども、相殺するという。実際には、要するにそのままごみにしているわけではございませんが、売却的なその収入の額がかなり低いです。その関係上こちらのほうの売却の歳入のほうには入れ込んでおりません。これはあくまでもふじみ野との事務を統一する上での取り決めなので、それを処理委託に約2,000万ほどかかっていますので、相殺するというふうな形をとっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

つまり処理の費用のほうがすごく高くかかっているということで、ただ燃していたり埋めたりということではなく、ちゃんときちんと処理はしているということで理解してよろしいでしょうか。町にとっては少しの歳入にはなっていたので、そういうふうな歳入になるのかなとちょっと思っていたところもあったので、お尋ねしたところだったのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） ご指摘のとおり容器包装以外プラ、集められたものを全て最終処分しているわけではございません。再生利用、リサイクルという形をメインに考えて経費上の調整ということで、このような対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（抜井尚男君） なければ（3）番は閉じさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(午前11時11分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

(午前11時13分)

---

◎子育て世代包括支援センターの開設について

保健センター事務所を本庁舎内に移転する件について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、（４）番の子育て世代包括支援センターの開設について、（５）番の保健センター事務所を本庁舎内に移転する件について、この２件はあわせて進めていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明はどちらから。こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 本日はかねてより計画をし、準備をしておりました子育て世代包括支援センターの開設について説明をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターの開設に当たって。町では、10月1日に子育て世代包括支援センターを開設をいたします。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みは、住民が妊娠届出を提出した時点で支援が始まります。子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、支援を行うための支援プランの作成や地域の保健医療または福祉に関する機関との連携調整を行います。

ここで、保健センター本庁への事務所移転による利点についてご説明いたします。こども支援課としての利点についてですけれども、子育て世代包括支援センターを開設するに当たり、保健センターが本庁に来ることにより連携がとりやすくなるということが1つです。

それと、4カ月健診、10カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科検診、3歳児健診の間に転入した乳幼児について把握がしやすくなるということです。

出生届出のときに、父親と一緒に届け出に来ることが多く、お父さんに会える可能性が高くなるということです。なぜかという、自宅への訪問時には、お父さんにはほぼ会える可能性が低いということで、出生届を町の住民課に出しに来ていただいたときに、こども支援課に必ず寄っていただくのですけれども、そのときに家庭の状況とか聞きやすくなるということで、この包括支援センターの中での事業を運営していく中で有効であるということで、保健センターが本庁に来る利点としてこども支援課としては考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 続きまして、健康増進課長。

○健康増進課長（金井塚和之君） 健康増進課です。よろしくお願いいたします。

うちのほうといたしまして保健センターの利点についてご説明いたします。母子保健事業において子育て世代包括支援センターに隣接することで、住民窓口のワンストップ化が図られるのではないかとこのように考えております。現在妊娠届け出の提出では、こども支援課窓口において約9割を受理しております。今回子育て世代包括支援センターの開設により、保健センターが隣接することにより、届け出の際に保健師の面談等が行え、子育てワンストップ拠点として子育て世代への支援につながると考えております。

次に、高齢者医療確保法により、住民課から事務執行委任を受けて行っております特定保健指導事業においての対象者及び健康相談業務等による住民の状態によっては、心の健康づくりを主管する福祉課につないだり、高齢者の健康づくりを主管する地域包括支援センターなどにリアルタイムで情報共有及び対応が図られると考えております。相談業務においては、保健センターにおいて対応が完結するものと他担当にまたが

るものがあります。現在もそのような事例があり、他担当につなげてはおりますが、本庁舎に保健センターが移転することにより、先ほど言いました心の病、介護に関すること、中には相談の中で経済的な問題などございますので、そうした場合保健センターにおいて対応は難しいと考えておりますので、その場において他担当の窓口につなげ、連携を図ることができるというふうと考えております。

続きまして、健康づくりの推進は、現在関係課との連携を行い進めているところではありますが、先ほど述べたとおり、連携が密になることにより生活習慣病重症化予防事業及び介護予防事業などへつなげられる頻度の向上が図られると考えております。

以上の点が保健センター移転において図られる利点と考えております。

続きまして、移転までの流れをご説明いたします。本日8月17日、全員協議会において説明させていただいております。8月28日、予定ですが、平成29年第5回定例会において、三芳町保健センター条例の一部を改正する条例の議案を提出させていただきます。条例議決後、議決いただきましたら住民への周知、ホームページ、公共施設へのポスター掲示、広報10月号という部分で周知を行いたいと考えております。

また、9月25日ごろから備品等の移動を行いまして、10月2日、子育て世代包括支援センターの開設にあわせまして本庁舎で窓口業務を開始したいと考えております。

また、移転場所につきましては、最後の資料がございますが、レイアウト案というのがございますが、こちらの保健センター案という部分で、右側です。この部分を保健センターが使っていただくという形を考えております。よろしいでしょうか。

続いて、今後の保健センターにおいての実施する事業ということでご説明させていただきます。基本的には現在行っている事業については、今の保健センターにおいて実施するという形を考えております。まず、母子保健事業につきましては、乳幼児健診、育児計測、育児相談、各種健康教育につきましては、今までどおり行おうと。一部相談業務につきましては、役場で行う、実施する予定でございます。

また、がん検診につきましては、集団検診、胃がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診につきましても今まで従来どおり、現保健センターで行う形をとります。

また、保健センターにおいて調理室の貸し出しを現在行っております。現在登録されている団体に調理室の貸し出しを行っておりますが、こちらにつきましても貸し出し業務については従来どおり継続いたします。また、調理室の鍵の受け渡し及び利用報告書提出等につきましては、藤久保出張所において対応していただく形をとろうかと考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 説明は以上でよろしいですか。

（4）番、子育て世代包括支援センターの開設についてと（5）番の保健センター事務所を本庁舎内に移転する件について、2点についてそれぞれの担当課に説明をいただきました。

今説明の中にありましたとおり、保健センターの移転に伴い、保健センター条例の一部を改正する条例というのは議案第41号で提出をされております。そこを考慮した上で、皆さんのほうからご質問等ございましたら受け付けたいと思います。挙手にてお願いいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

全く条例とはかかわらない質問なので、お許しいただきたいと思うのですが、子育て世代包括支援センターの名称なのですけれども、これは国が定めた名称だったと思います。富士見市では、何か世代包括とかと言ってもよくわからないのでというので、子ども未来応援センターという名前になっていたかなというふうに思うのですが、以前課長とお話をしたときに、三芳町でももうちょっとなじみのある名前を考えたほうがいいかなというような話もされておりましたけれども、そこら辺の検討はされているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） いろいろところでサブネームをつけてわかりやすいというところではじめられているところがあると思うのですが、一応まだこの子育て世代包括支援センター事業の中身について周知徹底をしていった上で、制度がなじんできたところで住民の方やお母さんたち、子育て世代の方の中からもっといい名前のほうがいいのではないとか、そういうご意見をいただいた中で検討していきたいなというところです。

最初に何とかセンターとか、何とか広場とか、何とかという名称をつけてしまうと、一体ここは何をやるのかというところの疑問とか、そういう戸惑いとかも出てくるのが考えられますので、まずはこの事業の内容の定着を図りながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この保健センターで本庁へ事務移転するというので、ほとんど健診とかそういうものは今までどおり保健センターで行うので、大きなあれはないと思うのですが、実際にはこの移転によってその藤久保地域のほうが人口が多いものですから、そういう面では住民に対しての影響というのはどんなふうに考えますか。

○議長（抜井尚男君） 健康増進課長。

○健康増進課長（金井塚和之君） 今まで確かに議員さんがおっしゃるとおり、人口集中している箇所に保健センターがございましたので、今まで利用されていた方が不便を感じる方もあるかと思いますが、従来どおり事業は行いますので、その点では特に問題はないかなというふうに考えております。

また、逆に今まで上富とか北永井の方があそこの藤久保まで行くのは大変だなという方がおられたと思うのですが、そういう方はこの役場に来ることによって多少利便性は図れるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それで、保健センターで続けてやる事業も多いので、そちらのほうが割合、完全に多いわけなのですけれども、その影響を受ける方々というのは大体どのくらいの人数を把握していらっしゃいますか。

○議長（抜井尚男君） 健康増進課長。

○健康増進課長（金井塚和之君） ちょっとその人数については把握しておりません。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際にはこれは事後報告ということなのです。実際に後でポスター掲示とか広報10月号で記載するというふうにあるのですけれども、やっぱりその前にその住民の方々が影響が少ないとは思いますが、そういう声とかというのでも聞く必要があるのではないかと思います。その辺についてはどう考えますか。

○議長（抜井尚男君） 健康増進課長。

○健康増進課長（金井塚和之君） 100パー来ることによって、多少そういう方の不便を感じる方もおられるかと思いますが、それ以上に住民サービスの向上につながるという考えでこちらに来ることですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その辺もやっぱりその地域の人たちにこういうことを考えているのだけれどもということで意見も聞ければ私はいいと思うのですけれども、最後にこの場所に移転する、今のこども支援課の隣に移転するわけなのですけれども、その照明の明るさはあるかと思うのですけれども、実際にその職員の明るさというのは、ちょっと周りが壁なのでどうかなと思ったのですけれども、その辺については全く支障ないというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 今こども支援課で使っている場所は、以前水道課が使っていたところで、事務を従事するところで支障はなかったと思います。それで、今暗いという感じをされているのが相談用のパーティションで区切っておりますので、暗くなっているとは思いますが、レイアウトを見ていただけるとわかると思うのですけれども、大きな黒いパーティションは少しどかしますので、明るさには問題はないかなとは思いますが。ご相談に見える方が多いところではありますので、今はそういう形で区切ってはありますけれども、それは解消していく方向でありますので、問題はないと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、以上をもちまして4番、5番を閉じさせていただきます。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

(午前11時29分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午前11時29分)

---

#### ◎総務常任委員会

○議長（抜井尚男君） それでは、4番の報告事項に移ります。

まず最初に、総務常任委員会から報告があります。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（細谷三男君） それでは、総務常任委員会のほうから報告します。

前回のときに少しばかり触れさせていただきましたけれども、議場からの地震発生による避難訓練を行いたいということでございます。お手元にA3の進行表があると思います。5月に議長、副議長が交代をされましたので、議員の行動、真ん中の部分ですね、内容については変わっておりませんが、それぞれの役目というか、担当が変わるということで、その部分だけ確認をしていただきたいと思います。

上のほうです。安全と避難路確保については、議員の行動の中で副議長、井田議員は議場の扉を開放してそのまま外に出て安全姿勢をとるということでございます。

それから、その真ん中です。下から4行目ぐらいですか、その真ん中の段の。確認した情報を事務局長に報告するというので、この報告については小松さん、岩城さん、安澤さん、山口さんの4名の方がその7階の非常口の扉の開閉確認あるいは展望ロビーあるいはトイレに来庁者がいないかを確認していただいて、いた場合については議場入り口に誘導して事務局長に報告するというのでございます。その他の議員については、そのまま議場で議長の指示を待っていただきたいということでございます。

それから、避難開始になりますと、議長のほうから指示がございまして。庁舎中央の階段を利用して運動公園に避難しますというアナウンスがありましたらば、議場内の議員というさっきの残っている議員、久保さん、増田さん、鈴木さん、細田さん、本名さん、吉村さん、菊地さん、内藤さん、そして細谷は、それから避難を開始するということになります。その後避難開始した後については、本来ですとグラウンドまで行って菊地さんが避難の状況を事務局長に報告ということになるのですが、本日はグラウンドコンディションが非常に悪いということで、大変ここから議場に移った後そこで避難を開始、訓練が始まった後6階に行って、6階で避難状況の報告ということでグラウンドの分を6階のフロアということで進めさせていただきたいと、そのように思います。

私のほうは以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 避難訓練の説明でございましたが、本日は6階でグラウンドのかわりに行くと。開会日の避難訓練はここに書いてあるように、グラウンドまで行くということで確認ですけれども、よろしいのですね、委員長。

何かご質問ございますか。

きょうはグラウンドまで行かないで6階をグラウンドと想定してやるということですが、避難訓練の練習は。実際の開会日の当日の閉会後の訓練ではグラウンドまで行きますので、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会。

常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 議会広報広聴常任委員会からは、3点ほど報告事項がございませぬ。

まず1点目に、議会傍聴アンケートについてでございますが、以前の全員協議会でファクス番号を載せたらどうかというようなご意見をいただきました。持ち帰りまして、委員会で精査しまして、委員の中からは、

ファクス番号を載せると、持ち帰りが多くなり、結局提出しない人がふえるのではないかと、意見や要望を長く書く人がふえるやその場ではどうしても書けない人もいるなどの委員からの意見を踏まえて精査したところ、ファクス番号は載せないが、聞かれた場合は提示するということが決まりましたので、ご了承ください。

今回資料として出ささせていただきました議会傍聴アンケート、それから議会だよりについて、それからA4の半分のサイズの三芳町議会へのご意見・ご要望、こちらのほうを議会へのご意見・ご要望というものを別紙で添付させてもらいましたので、要望、意見に関してはこちらに書いていただくように決まりましたので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、ふれあい座談会の質問に対する回答について。こちらも本日資料を添付させていただきました。こちらに関してもふれあい座談会の回答期間が長くなってしまったのですが、委員会で精査し、議長のほうに提出して、原案のとおり回答を送付いたしましたので、ご報告いたします。

続きまして、3点目に9月議会のチラシ、駅頭配布でございますが、本定例会は夜間議会が開催されるため、例年どおりチラシの駅頭配布を行います。日時としては、8月の23、24、25のいずれかを予定し、場所、班分けに関しては、これまでどおりの鶴瀬班、みずほ台班というような形で班決めをこれまでどおりの班分けとさせていただきます。詳細な決め事に関しては、各班で決めていただければなと思っております。今までチラシを駅頭で配布しておりましたが、今回事務局よりチラシとポケットティッシュを一緒に配ったらどうかという提案がございまして、これに関して選挙管理委員会等問い合わせをいたしましたところ、結果的に問題なしということでもありましたし、予算は議会消耗費ということもございまして、皆様方の会派等に持ち帰っていただいて検討していただいた結果、全員賛成ということでご了承いただきましたので、ポケットティッシュも同時に配布するということが決めさせていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会広報広聴常任委員会からは以上であります。何かご質問等ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、ほかに報告ございましたらお願いいたします。

副議長。

○副議長（井田和宏君） 私のほうからは、政策検討会議の進捗状況について説明をさせていただきます。

前回、テーマの決定についてお話をさせていただきました。テーマについては、地域の特長を生かした観光資源の整備ということになったのですが、今はサポーターの募集の段階に入っております。サポーターの募集が8月31日までということになっておりまして、8名サポーターを募集を考えております。ホームページ、ポスター、区長会への依頼等をお願いをしているのですが、数名問い合わせがあったということは聞いております。この8名の中には、団体への依頼というのがありまして、団体については4団体今依頼をかけております。三芳町川越いも振興会、商工会、食品衛生組合、あとはほたる育成会の4団体について声をかけております。それぞれの団体から選出をされて登録、名前を挙げていただいている団体もありますが、そういった状況でございます。

サポーター会議につきましては、9月の定例会終了後に行う予定でありまして、今この政策検討会議で決

めていきたいのは、その第1回までに何を議会として準備をするのか。そして、進め方をどう進めていくのか、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 政策検討会議からの報告でございました。

何かご質問ございますか。なければほかに。

どちらですか、質問。本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今座長のほうからサポーター募集で問い合わせ何件か来ているというお話でしたが、申し込みはあったのかどうかお聞きします。

○副議長（井田和宏君） 申し込みについては今のところございません。個人からの申し込みはございません。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

それでは、ほかに報告。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小松伸介君） 小松です。議会運営委員会から1点報告というか、させていただきたいと思えます。

先ほど議会広報広聴常任委員長からもありましたとおり、9月定例会は夜間議会が開かれるということで、21日に議会運営委員会を開催させていただいて、誰が夜間議会のほうで一般質問をされるかというのを決めることにはなるのですけれども、ここでちょっともしその夜間議会に希望される方いらっしゃれば、その希望だけちょっとお伺いできればなと思ひまして、ただここで決定ということではなくて、あくまでも21日の議会運営委員会で決定はさせていただくのですけれども、過去誰がされていて、どういう順番でというところもあると思ひますけれども、もし今回希望される方いらっしゃれば、お伺いできればなと思ひたのですが、いかがでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 夜間議会においての一般質問が予定をされております。そこで、決定は議会運営委員会で行われます。また、会派のバランスであるとか、過去にやっていたら、そういうことを考慮して決めていきますが、現時点で希望される方がいらっしゃったら、その希望の意思を確認したいということでございますので、夜間議会での一般質問、予定としましては大体3名ですよね、なるかと思ひますが、まだ日程も正確には決まっておりませんが、8月31日前後になるかと思ひます。

希望される方、挙手をいただいて確認でよろしいですか。

夜間議会での一般質問をとりあえず希望される方は挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

○議長（抜井尚男君） 特に希望なしということで、議会運営委員会のほうでいろいろな状況を加味して決めていくということでよろしくお願ひいたします。

ほかに、議会広報広聴常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 大変失礼しました。ふれあい座談会の資料なのですが、ちょっと1枚、2ページ目が抜けておりましたので、後で私のほうで配付いたします。失礼いたしました。

ふれあい座談会の回答の資料の2ページ目なのですが、ここに本来であればもう一ページ入るので

すが、その1ページちょっと抜けておりましたので、後ほどレターケースのほうに入れさせていただきます。  
○議長（抜井尚男君） 皆さんおわかりになりますかね。2ページ目のこの回答のところですよ。資料が1枚抜けてしまっているということなので、レターケースのほうに本日、明日、本日中には入れるということですので、後で皆さんのほうでご確認をいただきたいと思います。

もう一点、議会広報広聴常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 済みません。あともう一点なのですが、先ほど駅頭のチラシの件で、この委員会が終わってからもしあれでしたらば班分けは決まっているかと思っておりますので、日時等、時間等の配分のほうを決めていただければと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、全員協議会終了後、避難訓練の練習がございますので、その前に、これが終わり次第、ちょっと手短かに決めていただいて、それが終わり次第本会議場に移動しますので、その予定でお願いいたします。よろしいですね。

ほかにございませんか。

私のほうから、まず総務常任委員長からも説明がありましたが、8月28日の開会日終了後には避難訓練を行いますので、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

それと、ことしもマレーシアから子供たちが三芳町に来ます。その中で9月の5日、また本会議が始まりましたら何かの形でアナウンスできればと思いますが、9月の5日はまだ決定はしておりませんが、通常どおりでいくと、本会議もしくは委員会があると思っておりますので、ただ時間が9時にマレーシアの子供たちが我々議会に来るといふ、訪問されるということがございます。基本的には予定が変わらない限りは、多分特別委員会が始まる日もしくは始まっていると思われまますので、この全協室でお出迎えをさせていただいて、その後本会議場に移動するというような予定を今考えております。ですから、9時ですので、通常どおり特別委員会が始まっていれば特別委員長とまたすり合わせしますけれども、9時半から始まりますので、これはあくまでも出席いただける方で結構でございますので、ただせっかく日本に来て、この三芳町に来て、この議会に来ていただくものですから、可能な方にはなるべく参加をしていただきたいと思いますが、そのマレーシアの子供たちの訪問が9月の5日の朝9時にごございますので、9時までに、9時前にこちらのほうにお集まりをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、機会があれば改めてアナウンスしますので、よろしく申し上げます。

私のほうから以上でございますが、その他皆さんからはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

---

### ◎その他

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局からお願いします。

○事務局長（齊藤隆男君） 事務局のほうから平成28年度の議会費に関する歳入歳出決算の概要説明並びに本定例会に上程しました補正予算についてご説明申し上げたいと思っております。

資料がないと思っておりますので、配付したいと思います。

〔資料配付〕

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、平成28年度の議会費に関する一般会計歳入歳出決算の概要について

簡単にご説明いたします。

まず、歳入につきましては、お手元の32ページ、款19諸収入、項5雑入、目5雑入、節1雑入の中段よりやや下のところに載っております本人負担分、雇用保険料106万6,621円のうち議会事務局分につきましては、予算額2万1,000円に対し、収入額、臨時職員の雇用保険料の4,090円となります。これは当初予算上は再任用職員の雇用保険料も見込んでいたため予算額と決算額に差が生じたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。歳出のほうの決算書37ページから40ページ、款1議会費、項1議会費、目1議会費となります。当初予算額1億2,188万8,000円に対し、補正額は721万1,000円、予算現額1億2,909万9,000円となり、支出済額が1億2,778万3,284円、不用額は131万5,716円となり、予算執行率は99%となりました。

それでは、節につきましてご説明申し上げます。節3職員手当でございますが、当初予算額2,468万7,000円に対し、補正額は349万2,000円、予算現額が2,817万9,000円となり、支出済額が2,812万7,220円、不用額は5万1,780円となりました。補正の主な要因としましては、議員期末手当並びに勤勉手当の支給率の変更及び人事異動に伴い支給手当額の増によるものであります。

節の4共済費ですが、前年度と比較しますと831万円ほど減となりました。これは議員共済会の負担金の負担率が27年度が100分の63.7でありましたが、28年度は100分の41、22.7ポイントの減となったためでございます。

節7賃金であります。こちら予算現額が95万円で、支出済額が94万8,490円、不用額が1,510円で、こちらのほう補正を行っておりますが、平成28年10月より臨時職員の時給が830円から860円に改正されたため補正対応したものであります。

節8の報償費ですが、当初予算額が8万8,000円で、補正額が2,000円で、予算現額が9万円となりました。支出済額が8万5,500万円、不用額が4,500円となりました。補正の要因につきましては、先ほど申し上げました臨時職員の時給の改定に伴う臨時職員の特別報奨金の補正となります。不用額の主な要因としましては、所管事務調査の視察先謝礼の単価を当初税別3,000円で予算計上しておりましたが、一部は2,000円としたことと、あと税込み3,000円で支出したことによって不用額となったものであります。

節9旅費につきましては、当初予算額28万4,000円を計上いたしましたが、使用料及び賃借料から50万4,000円、負担金、補助及び交付金へ2万円流用し、予算現額76万8,000円とし、支出済額74万3,090円、不用額2万4,910円となりました。こちらの要因であります。所管事務調査に係る経費を当初予算上は移動手段をバスとして計上しておりましたが、議会運営委員会、議会広報広聴常任委員会の合同で視察を行うことと決定し、視察先を北海道帯広市並びに芽室町としたため、飛行機代を旅費から支出しなければならないことからバス借上料並びに有料道路通行料を旅費に流用し、対応したものであります。

また、負担金、補助及び交付金への流用2万円につきましては、県議長会視察について28年度は視察先を宮城県南三陸町としたことから、視察研修負担金として3万円を計上し、別に交通費として新幹線代をこちらの費用弁償に予算計上しておりましたが、新幹線代について別に支払うのではなく、県議長会に一括して負担金として支払うことから、全体を負担金として支出することが妥当であると判断し、流用して一括して支払ったため、流用でもらっているにもかかわらず流用で出しているという現象が起きてしまったものであります。

節10交際費につきましては、当初予算額25万円に対し、委託料から1万5,000円流用し、予算現額26万5,000円、支出済額26万5,000円、不用額ゼロ円となりました。こちらは、元議員の死去であったり、急遽県の町村議会議長会の研修等が組まれたことと、新たに交際費の支出を伴う公務に出張する必要が生じたため流用で対応したものであります。議長が公務に出席し、他自治体議会と情報交換することは、当町議会のより一層の円滑な議会運営に寄与するものと思っております。

続きまして、節11需用費につきましては、予算額251万3,000円に対し、支出済額243万9,081円、不用額は7万3,919円でした。消耗品につきましては、27年度決算額より23万円ほど減となっております。こちらは27年度は議員改選に伴いまして、議場用名札、議員章、議員必携等の購入があったため、28年度はその分減となったものであります。また、その他の新聞購読を1紙のみとするなど、経費削減にも努めました。印刷製本費につきましては、議会だより、平成28年5月160号から29年2月の163号の4回分の印刷製本費になります。業者は3年間の長期継続契約で、平成29年5月164号までとなっております。

節13委託料につきましては、当初予算額641万9,000円に対し、交際費が1万5,000円、負担金、補助及び交付金へ1,000円流用しました。こちらは交際費は先ほどご説明したとおりでありまして、負担金は研修負担金が不足したため流用で対応したものであります。予算現額640万3,000円に対し、支出済額537万4,227円で、不用額は102万8,773円となりました。この主な要因としましては、会議録作成委託料のうち委員会の会議録作成を常任委員会においては請願等があった場合のみ委託し、通常の常任委員会や議会運営委員会においては委託せず、要約の会議録としたため、100万円ほどの不用額が生じたものであります。

節14使用料及び賃借料につきましては、当初予算額386万5,000円に対し、旅費へ50万4,000円流用し、予算現額336万1,000円、支出済額は335万60円、不用額が1万940円となりました。これは旅費でも説明しましたが、所管事務調査においてバスによる視察の経費を予算化しておりましたが、飛行機による視察に変更したため流用したものであります。不用額の主な要因につきましては、議長が公務の際のタクシー借上料1万1,000円を予算化しておりましたが、今回視察研修において現地に向かう際、緊急に使用しなくてはならなくなった事情が起きまして、やむを得ず1回使用したのみで、ほかには使用しなかったため不用額となったものであります。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、当初予算額214万2,000円に対し、旅費から2万円、次のページになりますが、委託料から1,000円を流用し、予算現額216万3,000円、支出済額207万5,371円、不用額8万7,629円となりました。流用につきましては、旅費及び委託料で説明したとおりであります。40ページに記載のとおり、県及び郡議長会負担金並びに県外視察負担金等と政務活動費になります。不用額の要因につきましては、政務活動費において6名より政務活動費の返還、マイナス8万7,629円があったことによるものであります。

以上が議会費に関する決算概要の説明となります。

続きまして、平成29年度の補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。補正予算書の13ページとなります。

議会費の補正予算は、異動等による人件費の補正並びに6月に入札執行しました議会だより印刷製本長期継続契約により契約額が確定しましたので、今回減額補正するものであります。議会だよりにつきましては、5月並びに11月発行につきましては20ページから24ページ、8月並びに2月発行につきましては16ページか

ら20ページにふやし、また世帯の増により印刷部数を1万5,700部から1万6,100部へという条件により入札に付しました結果、落札者が決定し、差金が35万円ほど出ましたので、今回減額補正するものであります。

以上が議会費に関する決算及び補正予算の概要説明になります。

○議長（抜井尚男君） 補正並びに28年度の決算について局長から説明がございました。よろしいですね。ほかには。事務局。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、続きまして申し上げます。

現在各常任委員会等の開催のメールをお送りするに当たりまして、開催通知をPDF化して添付ファイルにてお送りしておるところであります。システムのセキュリティーの強化等により、添付ファイルを送ることがかなりちょっと複雑になってきておりました。時間を要しているところありますので、大変申しわけないですが、事務の効率化の観点から今後は添付ファイルにて通知文書を送ることについては省略させていただきたいと思っております。

なお、データが必要な場合は、事務局にてダウンロードしていただければと思います。また、原本につきましては従来どおりレターケースに入れておきますので、よろしくご承知のほどお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 今の説明よろしいですか。

開催通知は今までどおりレターケースに入りますが、PDFのファイルは送らないということですから、メールの文面にはきちっと開催の内容が記されて送られてきますので、よろしいですね。

事務局は以上ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、以上となりますので、事務局にお返しをいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしくお願いたします。

○副議長（井田和宏君） 皆さんきょうは全員協議会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本当に天候が不順で、いろんなところに影響が出なければよいなと思っております。9月定例会も間近に控えておりますので、皆様方におかれましては万全の体制を整えていただいて、定例会に臨んでいただきたいと思っております。

本日は以上で終了いたします。ありがとうございました。

（午後 零時01分）